



2025年12月17日

各 位

碧海信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込について

平素より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等による被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者あてに不正送金される事例が多発しています。

このような情勢を踏まえ、当金庫は、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、下記のお取引について制限させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、送金元口座（法人口座を含む。）の口座名義人名と異なる依頼人名で行う送金については、お振込をお断りさせていただきます。

但し、口座名義人名に付す英数字は、制限の対象ではありません。

以上

〈金融庁ウェブサイト〉

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.pdf>

〈警視庁ウェブサイト〉

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html